

証券コード 7691
2020年6月11日

株 主 各 位

東京都港区三田一丁目4番1号
C Channel株式会社
代表取締役社長 森 川 亮

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午後2時
2. 場 所 東京都港区三田一丁目4番1号
当社本店会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第6期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 取締役の報酬等の額の改定の件
第3号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以上

※ 当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.cchan.tv/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、引続き雇用・所得環境の改善がみられ、影響が懸念された米中貿易摩擦や英国の合意なきEU離脱リスクが低下するなど、プラス要因があったものの、消費税率引上げ後の消費者マインドの冷え込み、加えて、新型コロナウイルス感染症が経済にマイナスのインパクトを与えるなど、先行き不透明な状況となっております。

当社を取り巻く環境につきましては、「2019年日本の広告費」(2020年3月11日株式会社電通公表)によると2019年の総広告費は、通年で6兆6,514億円(前年比101.9%)となり、8年連続のプラス成長となりました。また、インターネット広告費は、テレビメディア広告費を超え、初めて2兆円超えとなり増加傾向となっております。

このような経営環境のもと、「トレンドを生みだす世界NO.1コミュニケーションメディア」というビジョンのもと主力事業である「メディア事業」を中心に「eコマース事業」及び「海外事業」の事業の収支改善及び財務体質の強化に努めてまいりました。

当事業年度の売上高につきましては、1,348,302千円(前事業年度比26.4%減)、営業損失は1,268,506千円(前事業年度は営業損失1,565,920千円)、経常損失は1,287,434千円(前事業年度は経常損失1,562,545千円)、当期純損失1,684,734千円(前事業年度は当期純損失1,679,534千円)となりました。

なお、当社は2020年5月25日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしました。今後も株主の皆様のご期待にお応えすべく、上場会社として相応しい体制整備を行い、更なる事業の成長と企業価値の向上を目指してまいります。

事業別売上高

事業区分	第5期 (2019年3月期) (前事業年度)		第6期 (2020年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
メディア事業	1,395,223千円	76.2%	1,297,302千円	96.2%	△97,920千円	△7.0%
eコマース事業	425,354	23.2	2,875	0.2	△422,479	△99.3
海外事業	10,580	0.6	48,123	3.6	37,543	354.8
合計	1,831,158	100.0	1,348,302	100.0	△482,856	△26.4

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. eコマース事業は、2019年3月31日付で当社の連結子会社である株式会社マキシムを承継会社とする分社型吸収分割（簡易吸収分割）をいたしました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、下記のとおり、第三者割当増資を行い総額1,620,000千円の資金調達を行いました。

種類	発行株式数	1株当たり発行価額	調達金額	払込期日
E種優先株式	25株	800,000円	20,000,000円	2019年6月26日
E種優先株式	874株	800,000円	699,200,000円	2019年6月28日
E種優先株式	250株	800,000円	200,000,000円	2019年7月31日
普通株式	876株	800,000円	700,800,000円	2020年3月25日

- (注) 1. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項の取得の条項を満たしたことにより、2020年3月5日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

2. 当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月5日付で消却しております。
3. 2020年3月26日の株主名簿に記録された株主に対し分割比率を1：1,000として分割いたしました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第3期 (2017年3月期)	第4期 (2018年3月期)	第5期 (2019年3月期)	第6期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	504,713	1,254,330	1,831,158	1,348,302
経常損失(千円)	△1,848,449	△2,202,044	△1,562,545	△1,287,434
当期純損失(千円)	△1,852,253	△2,270,699	△1,679,534	△1,684,734
1株当たり当期純損失(円)	△98.91	△93.82	△62.91	△61.12
総資産(千円)	5,435,542	4,862,634	3,131,748	3,028,052
純資産(千円)	4,984,430	4,468,630	2,789,096	2,724,361
1株当たり純資産額(円)	△98.93	△174.69	△237.60	94.85

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第3期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社マキシム	4,000千円	70.0%	アパレル・ファッションブランド『KOBE LETTUCE』の展開
PT CCHANNEL MEDIA I N D O N E S I A	23.5億ルピア	59.5	インドネシアにおける当社事業の展開
C Channel Taiwan Corporation	2,000万台湾ドル	55.0	台湾における当社事業の展開
C CHANNEL Korea Company Ltd.	6億ウォン	100.0	韓国における当社事業の展開
上海露倩網絡信息有限公司	830,000USドル	51.0	中国におけるeコマース事業及び広告事業の展開
C Channel (Thailand) Co.,Ltd. (注) 1.	2,000万タイバーツ	49.0	タイにおける当社事業の展開

- (注) 1. 所有割合持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
2. C Channel Korea Company Ltd.につきましては、2019年8月14日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。
3. C Channel (Thailand) Co., Ltd.につきましては、2019年12月18日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。
4. C Channel Taiwan Corporationにつきましては、2020年1月22日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算中です。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

① 知名度の向上

当社は、当社が運営する『C CHANNEL』の飛躍的な成長にとって、知名度の向上が必要であると考えております。当社では、今後効率的かつ積極的な広報活動を推進することにより、サービス並びに当社自体の認知度向上を継続的に目指していく方針です。

② 海外事業展開

当社は第3期にPT CCHANNEL MEDIA INDONESIAを買収し、第4期に中国に現地法人を立ち上げました。当社の成長を加速させる上で、海外における事業展開は必須であり、今後日本でのノウハウを生かしながらも、『C CHANNEL』を現地の環境、文化、ニーズに柔軟に対応して発展させ、海外におけるC CHANNEL事業の成功モデルを確立していくことが課題であります。

③ システムセキュリティ管理体制

当社の展開する事業は、アプリケーションやウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であります。今後も市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

④ 投稿審査体制の整備・強化

当社は、独自のガイドラインに則って自社制作の動画やクリッパーが投稿する動画の審査を行い、審査に通った動画のみを掲載しております。また、一般ユーザが投稿した動画につきましては、掲載後に審査を行い、内容やコメント等に問題があれば、適宜削除を実施しております。今後も中立な立場でユーザにとってより有意義な情報を提供し続けられるよう投稿審査体制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

⑤ 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、今後当社グループの事業がグローバルに拡大していく中で、グループを横断した内部統制の整備、向上が必要不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンスにも積極的に取り組むことで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
メディア事業	ネイティブ動画広告・純広告、アドネットワークサービス・イベント開催などの「広告サービス」及び「インフルエンサーマーケティングサービス」を行っております。
eコマース事業	アパレルや美容系商品などの商品の販売を行っております。
海外事業	メディア事業とeコマース事業で展開する各種サービスを海外向けに展開を行っております。

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

本社	東京都港区三田1丁目4番1号 住友不動産麻布十番ビル4F
----	------------------------------

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
メディア事業	72 (51) 名	23名減 (38名減)
eコマース事業	0 (0)	11名減 (6名減)
海外事業	0 (6)	12名減 (2名減)
全社 (共通)	40 (11)	6名減 (2名減)
合計	112 (68)	52名減 (48名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)は年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2020年5月25日に同取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場いたしました。

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 28,722,000株
 (3) 株主数 40名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	8,325,000株	28.98%
Ｏ Ｎ Ｅ Ｓ Ｔ Ｅ Ｐ 株 式 会 社	5,950,000	20.72
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社ジャフコ	2,550,000	8.88
株 式 会 社 I W A I	1,600,000	5.57
ト ラ ン ス ・ コ ス モ ス 株 式 会 社	1,340,000	4.67
L C F u n d V I I , L . P .	990,000	3.45
B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合	640,000	2.23
MSIVC2016V投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社	572,000	1.99
三 枝 孝 臣	550,000	1.91
株 式 会 社 ア イ ス タ イ ル	480,000	1.67
グ リ ー 株 式 会 社	480,000	1.67
株 式 会 社 ネ ク シ ー ズ	480,000	1.67
株 式 会 社 M A K コ ー ポ レ ー シ ョ ン	480,000	1.67

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日	2018年3月27日	2018年3月27日
新株予約権の数	128個	34個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき 128株 1株)	普通株式 (新株予約権1個につき 34株 1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 700,000円 (1株当たり 700,000円)	新株予約権1個当たり 700,000円 (1株当たり 700,000円)
権利行使期間	2020年4月1日から 2027年3月31日まで	2020年4月1日から 2027年3月31日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 1
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	
	新株予約権の数 28個 目的となる株式数 28株 保有者数 1名	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 15株 保有者数 1名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与していません。
 2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
 (1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。
 (2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。
 ①新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 ②新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 ③新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合
 3. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「目的となる株式数」及び「目的となる行使価額」は当該株式分割前の「目的となる株式数」及び「目的となる行使価額」を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	森 川 亮	PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA 取締役 株式会社マキシム 取締役 mysta株式会社 代表取締役 上海露倩網絡信息有限公司 董事 ネクストフューチャー合同会社 代表社員
取 締 役	三 枝 孝 臣	mysta株式会社 取締役
取 締 役	渡 邊 康 司	C Channel (Thailand) Co.,Ltd. 取締役
取 締 役	馬 宏 宏	C F O
取 締 役	榛 葉 淳	福岡ソフトバンクホークス株式会社 取締役 S Bパワー株式会社 取締役 ソフトバンク株式会社 代表取締役副社長執行役員 兼 C O O S Bペイメントサービス株式会社 代表取締役兼C E O 株式会社Tポイント・ジャパン 取締役 PayPay株式会社 取締役
取 締 役	朴 俊 成	Legend Capital Managing Director
取 締 役	金 井 高 志	フランテック法律事務所 代表弁護士
監 査 役	石 井 龍 夫	
監 査 役	上 野 亨	株式会社うえる 代表取締役 株式会社Payment Technology 代表取締役
監 査 役	大 下 泰 高	有限会社ベンチャースタートアップ 代表取締役 大下法律事務所 代表弁護士 株式会社U b i c o mホールディングス 社外監査役 株式会社TimeTree 社外監査役 株式会社エーアイエス 監査役

- (注) 1. 2019年5月24日開催の臨時株主総会において、馬 宏宏氏が新たに取締役として選任され、就任いたしました。
2. 2019年6月26日開催の第5回定時株主総会において、金井高志氏が新たに取締役として選任され、就任いたしました。

3. 取締役榛葉淳氏、取締役朴煥成氏及び取締役金井高志氏は、社外取締役であります。
4. 監査役石井龍夫氏、監査役上野亨及び監査役大下泰高氏は、社外監査役であります。
5. 取締役の任期は、2020年3月13日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役の任期は、2020年3月13日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3)	58,458千円 (3,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,800 (10,800)
合 計 (うち社外役員)	10 (6)	69,258 (13,800)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月29日開催の第4回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年6月29日開催の第4回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役榛葉淳氏は、福岡ソフトバンクホークス株式会社、S B パワー株式会社、株式会社Tポイント・ジャパンおよびPayPay株式会社の取締役、ソフトバンク株式会社の代表取締役副社長執行役員兼COO、S B ペイメントサービス株式会社の代表取締役兼CEOであります。ソフトバンク株式会社は当社の大株主であります。当社とその他の各兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役朴焜成氏は、Legend Capital Management Co., Ltd.のManaging Directorであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役金井高志氏は、フランテック法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役上野亨氏は、株式会社うえる及び株式会社Payment Technologyの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大下泰高氏は、有限会社ベンチャースタートアップの代表取締役、大下法律事務所の代表弁護士、株式会社U b i c o mホールディングスおよび株式会社TimeTreeの社外監査役、株式会社エーアイエスの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 榛 葉 淳	当事業年度に開催された取締役会19回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 朴 俊 成	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 金 井 高 志	2019年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業法務の観点から適宜発言を行っております。
監査役 石 井 龍 夫	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。常勤監査役として取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。
監査役 上 野 亨	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。様々な企業での顧問就任やコンサルティングにおける豊富な経験に基づき、取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。
監査役 大 下 泰 高	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。主に法務等に関し、弁護士としての専門的見地から取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - (3) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を遂行する。
 - (4) 「コンプライアンス規程」その他社内規則に基づき、法令順守の意識のもと、適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」に則り適正に処分する。
 - (5) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。
 - (6) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社の取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。
 - (2) 当社は、パソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、事業上のリスク管理に関する規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
 - (2) コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備及び見直しを行う。

- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに、迅速かつ確かな対応を行い、損失・被害の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
- (2) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規則に定めるところによる。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社グループの事業運営を実施するものとし、主要な子会社及び関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。
- (2) 「コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社グループにおける業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。
- (3) 子会社の管理は、経営企画本部が行うものとし、必要に応じて取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役が必要とした場合、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。
- (2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するものである。
- (3) 当該使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及びその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。
 - (3) 上記(1)及び(2)の報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないことを規定し、その旨の周知徹底を行う。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - (2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
 - (3) 監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、会社は所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のコンプライアンス担当部署がモニタリングし、改善を進めております。

2. コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

3. リスク管理体制

コンプライアンスマニュアルでリスク管理項目と担当部門を設定し、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況の確認と情報共有を行っております。

4. 内部監査

コンプライアンス担当部署が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,327,516	流動負債	250,465
現金及び預金	989,587	買掛金	55,629
受取手形	1,310	未払金	117,280
売掛金	245,573	未払費用	2,500
商仕掛品	25,743	未払法人税等	39,454
仕掛品	9,758	前受金	10,881
前払費用	43,886	預り金	18,150
その他金	44,651	その他	6,568
貸倒引当金	△32,995	固定負債	53,225
固定資産	1,700,535	資産除去債務	53,225
有形固定資産	0		
建物	0	負債合計	303,690
工具、器具及び備品	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	株主資本	2,724,361
ソフトウェア	0	資本金	5,397,700
投資その他の資産	1,700,534	資本剰余金	5,396,200
関係会社株式	1,437,480	資本準備金	5,396,200
関係会社長期貸付金	71,000	利益剰余金	△8,069,538
敷金保証金	192,054	その他利益剰余金	△8,069,538
長期未収入金	67,016	繰越利益剰余金	△8,069,538
貸倒引当金	△67,016	純資産合計	2,724,361
資産合計	3,028,052	負債純資産合計	3,028,052

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		1,348,302
売上原価		1,087,816
売上総利益		260,485
販売費及び一般管理費		1,528,992
営業損失		△1,268,506
営業外収益		
受取利息	1,426	
その他	4,347	5,773
営業外費用		
株式交付費	7,169	
株式公開費用	14,136	
その他	3,395	24,701
経常損失		△1,287,434
特別損失		
関係会社株式評価損	179,588	
減損損失	189,520	
子会社清算損	26,500	
固定資産除売却損	11,016	406,625
税引前当期純損失		△1,694,060
法人税、住民税及び事業税	4,765	
法人税等調整額	△14,090	△9,325
当期純損失		△1,684,734

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	4,587,700	4,586,200	4,586,200	△6,384,803	△6,384,803	2,789,096	2,789,096
当 期 変 動 額							
新株の発行	810,000	810,000	810,000			1,620,000	1,620,000
当期純損失				△1,684,734	△1,684,734	△1,684,734	△1,684,734
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計	810,000	810,000	810,000	△1,684,734	△1,684,734	△64,734	△64,734
当 期 末 残 高	5,397,700	5,396,200	5,396,200	△8,069,538	△8,069,538	2,724,361	2,724,361

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② たな卸資産

・商品 月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具器具備品 3年～15年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②繰延資産の会計処理

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 128,985千円

(2)関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 40,971千円

② 短期金銭債務 8,638千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高	
売上高	5,525千円
仕入高	16,228千円
販売費及び一般管理費	23,966千円
営業取引以外の取引高	1,723千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 28,722,000株 |
|------|-------------|
- (2) 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 690,000株 |
|------|----------|

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金、並びに長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、その未回収分につき、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、各部署の報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	989,587千円	989,587千円	－千円
(2) 受取手形	1,310	1,310	－
(3) 売掛金	245,573		
貸倒引当金（※1）	△24,159		
	221,413	221,413	－
(4) 関係会社長期貸付金	71,000	71,000	－
(5) 長期未収入金	67,016		
貸倒引当金（※2）	△67,016		
	－	－	－
(6) 敷金保証金	192,054	191,462	△591
資産計	1,475,366	1,474,775	△591
(1) 買掛金	55,629	55,629	－
(2) 未払金	117,280	117,280	－
負債計	172,909	172,909	－

（※1）売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金は固定金利によるものであり、これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、市場金利及び貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5)長期未収入金

財務内容を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積額を控除した金額をもって時価としております。

(6)敷金保証金

敷金保証金の時価については、残存期間及び国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	1,437,480

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、減損損失及び関係会社株式評価損等でありませんが、回収可能性を考慮して全額評価性引当額を計上しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	PT CChannel Media Indonesia	所有 直接 59.5%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	-	関係会社長期貸付金	71,000
				利息の受取 (注)	1,419	流動資産 その他	1,419

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 94円85銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △61円12銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	事業用資産	建物、工具、器具及び備品 及びその他	189,520千円

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業資産については、当初策定した収益計画が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

その内訳は次のとおりであります。

建物	146,363千円
工具、器具及び備品	30,670
その他	12,486
合計	189,520

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額を零として評価しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は、減損損失の算定に当たり、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

C Channel株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前 田 啓 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、C Channel株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法にて監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

C Channel株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 石井 龍 夫 ㊟

非常勤監査役（社外監査役） 上野 亨 ㊟

非常勤監査役（社外監査役） 大下 泰 高 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

当社経営体制の一層の強化を図るため、新たに取締役4名の選任をお願いするものであります。新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより在任取締役の任期の満了する時までとなります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	にわ あゆむ 丹羽 歩 (1983年1月30日生)	2006年4月 株式会社オールアバウト入社 2010年2月 株式会社ユーキャン入社 2013年9月 株式会社リッチメディア入社 2018年8月 当社入社 執行役員 C CHANNEL事業本部長兼イン フルエンサー部長兼メディア運営部長(現 任) 2020年1月 株式会社マキシム 取締役(現任) 取締役候補者とした理由 丹羽歩氏を取締役候補者とした理由は、同氏のC CHANNEL事業及びインフルエンサーマーケティング事業 の責任者としての豊富な知識・経験を当社の経営における 適正な意思決定に生かすことが期待できるためでありま す。 (重要な兼職の状況) 株式会社マキシム 取締役	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社 の株式数
2	むとう たかお 武藤 崇雄 (1980年4月8日生)	<p>2003年4月 株式会社エストール入社 2006年1月 株式会社ぱど入社 2008年10月 株式会社NHN Japan(現 LINE株式会社) 入社 2013年5月 株式会社アイスタイル 2014年4月 SK planet Japan株式会社 2016年5月 当社入社 2020年5月 当社執行役員 ママタス事業副本部長(現 任)</p> <p>取締役候補者とした理由 武藤崇雄氏を取締役候補者とした理由は、同氏がママタス 事業副本部長として実績を上げてきた能力を今後の重要な 経営判断に生かすためであります。</p>	0株
3	みねぎし りょう 峯岸 亮 (1972年12月23日 生)	<p>1995年4月 大和証券株式会社(現 株式会社大和証券 グループ本社)入社 1996年2月 株式会社日本健康管理学研究所入社 2002年11月 日本マイクロソフト株式会社入社 2008年12月 オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャパン 合同会社(現 ジオメトリー・オグルヴィ・ ジャパン合同会社)入社 2011年2月 日本マイクロソフト株式会社入社 2012年11月 株式会社マッキャン・ワールドグループホ ールディングス入社 2016年5月 Essence Global Japan株式会社入社 2017年8月 オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャパン 合同会社(現 ジオメトリー・オグルヴィ・ ジャパン合同会社)入社 2019年3月 当社入社 執行役員 経営企画本部長(現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 峯岸亮氏を取締役候補者とした理由は、同氏が当社の経営 企画本部長として財務数値や経営状態を把握し戦略を管理 体制に反映させる能力に長けているためであります。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社 の株式数
4	はやし じゅんじ 林 純 司 (1983年1月30日 生)	2004年4月 株式会社目良建設入社 2008年10月 株式会社マキシム入社 2012年1月 株式会社マキシム取締役 執行役員(現任) 取締役候補者とした理由 林純司氏を取締役候補者とした理由は、同氏が当社の連結 売上高の大半を占める株式会社マキシムの取締役であり、 今後D2C事業を推進するための重要人物であるためであ ります。 (重要な兼職の状況) 株式会社マキシム 取締役	0株

(注)各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

第2号議案 取締役の報酬等の額の改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月29日開催の第4回定時株主総会において、年間総額1億円以内としてご承認を頂き、今日に至っておりますが、その後の事業規模の拡大に伴う取締役の増員等、諸般の事情を勘案し、このたび取締役の報酬等の額を年間総額2億2千万円以内（うち社外取締役分は年間総額2千万円以内）と変更することにつきご承認をお願いするものであります。取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

第3号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月29日開催の第4回定時株主総会において、年間総額1億円以内としてご承認を頂き、第2号議案が原案どおり承認可決されますと年間総額2億2千万円以内（うち社外取締役分は年間総額2千万円以内）に変更となりますが、このたび当該報酬等の額とは別枠にて、取締役に対して、年間総額1億円以内（うち社外取締役分は年間総額1千万円以内）の範囲でストック・オプションとしての新株予約権を無償で割り当てることにつき、ご承認をお願いするものです。本件ストック・オプションは、当社株価に連動する価値を有する新株予約権を報酬の一部として当社取締役に付与することにより、当社取締役に株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆様と共有させ、当社取締役の当社グループの業績向上及び株価上昇に対する貢献意欲を高めることを目的として割り当てるものです。本件ストック・オプションの割当では、下記のとおり、当社が保有する7種類の自己新株予約権を処分することにより行うものでありますが、本件ストック・オプションの具体的な内容は上記目的に適うものであり、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

記

当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の数の上限

新株予約権の種類	上限数（個）
第1回新株予約権	35
第3回新株予約権	4
第4回新株予約権	75
第8回新株予約権	67
第9回新株予約権	112
第10回新株予約権	128
第11回新株予約権	34

当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容
別紙1乃至7記載のとおり。

別紙1 第1回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個につき、当社普通株式1万株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（本別紙において、以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株当たりの出資価額（本別紙において、以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金5円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2018年4月1日から2024年12月31日まで

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(5) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。

(6) 譲渡による新株予約権の取得についての制限

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

別紙2 第3回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個につき、当社普通株式1万株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（本別紙において、以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株当たりの出資価額（本別紙において、以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金5円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2018年4月1日から2024年12月31日まで

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(5) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。

(6) 譲渡による新株予約権の取得についての制限

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

別紙3 第4回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個につき、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（本別紙において、以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株当たりの出資価額（本別紙において、以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金450円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2019年7月1日から2026年5月31日まで

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(5) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。

(6) 譲渡による新株予約権の取得についての制限

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

別紙4 第8回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個につき、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（本別紙において、以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株当たりの出資価額（本別紙において、以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金450円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2019年7月1日から2026年5月31日まで

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(5) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。

(6) 譲渡による新株予約権の取得についての制限

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

別紙5 第9回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個につき、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（本別紙において、以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株当たりの出資価額（本別紙において、以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金700円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2020年4月1日から2027年3月31日まで

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(5) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。

(6) 譲渡による新株予約権の取得についての制限

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

別紙6 第10回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個につき、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（本別紙において、以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株当たりの出資価額（本別紙において、以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金700円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をすときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2020年4月1日から2027年3月31日まで

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(5) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。

(6) 譲渡による新株予約権の取得についての制限

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

別紙7 第11回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

新株予約権1個につき、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（本別紙において、以下総称して「合併等」という。）を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は1株当たりの出資価額（本別紙において、以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1株につき金700円とする。なお、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式につき募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{募集株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、普通株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2020年4月1日から2027年3月31日まで

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(5) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得する。

(6) 譲渡による新株予約権の取得についての制限

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、同監査法人を再任しないこととし、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は監査役会の決定に基づいております。

監査役会が、PwC京都監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、複数の監査法人を比較検討し、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

監査役会が有限責任あずさ監査法人を再任しないこととする議案の内容を決定した理由は、有限責任あずさ監査法人の監査対応と監査報酬の相当性については妥当であるものの、新たな視点での監査及び当社の事業規模に応じた機動的な監査が期待できることを重視して、新たにPwC京都監査法人を会計監査人として選任するものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

2020年4月30日現在

名 称	P w C 京 都 監 査 法 人	
主たる事務所	京都市下京区四条通烏丸東入ル 京都三井ビル7階	
沿 革	2007年3月 京都監査法人設立 2013年3月 P w C のメンバーファームに加入 2016年12月 P w C 京 都 監 査 法 人 に 名 称 変 更	
概 要	出 資 金	305百万円
	構 成 人 員	
	社 員	(パートナー) 29名
	職 員	(公認会計士) 99名
		(公認会計士試験合格者) 41名
		(その他職員) 164名
	合 計	333名
	関 与 会 社	347社

なお、本書類作成時点ではP w C 京 都 監 査 法 人 の 受 入 調 査 中 で あり、P w C 京 都 監 査 法 人 から 会 計 監 査 人 就 任 の 内 諾 は 得 て お り ま せ ン。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区三田一丁目4番1号
住友不動産麻布十番ビル4階
TEL 03-6453-7265



交通 大江戸線 赤羽橋駅 中之橋口より 徒歩約5分
南北線 麻布十番駅 3番出口より 徒歩約7分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。